Ｂ工事　令和８年度仁江地区特定緊急地すべり対策工事（以下「Ｂ工事」という。）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
Ｃ工事　令和８年度河原田川特定緊急その２工事（以下「Ｃ工事」という。）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
Ｄ工事　令和８年度町野川（寺地川）特定緊急工事（以下「Ｄ工事」という。）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
Ｅ工事　令和８年度町野川（鈴屋川・牛尾川）特定緊急工事（以下「Ｅ工事」という。）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
Ｆ工事　令和８年度奥能登豪雨塚田川特定緊急工事（以下「Ｆ工事」という。）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所
Ａ工事　石川県輪島市町野町曽々木地先
Ｂ工事　石川県珠洲市仁江地先
Ｃ工事　石川県輪島市一ノ瀬地先
Ｄ工事　石川県輪島市町野町寺地地先
Ｅ工事　石川県輪島市町野町鈴屋地先・寺山地先
Ｆ工事　石川県輪島市大野町地先・久手川地先

⑷　工事内容
Ａ工事
砂防土工　掘削工（ＩＣＴ）　7,900㎥
法面工　植生工　2,000㎡
鉄筋挿入　3,000m
コンクリート堰堤工　7,200㎥
仮設工　１式
Ｂ工事
砂防土工　掘削工（ＩＣＴ）　19,300㎥
盛土工（ＩＣＴ）　1,100㎥
法面工　吹付枠　4,600㎡
コンクリート堰堤工　6,466㎥
Ｃ工事
砂防土工　掘削工（ＩＣＴ）　207,400㎥
盛土工（ＩＣＴ）　7,600㎥
法面工　植生マット　11,230㎡
コンクリート堰堤工　1,823㎥
仮設工　１式
Ｄ工事
砂防土工　掘削工　2,000㎥
掘削工（ＩＣＴ）　12,000㎥
盛土工　130㎥
法面工　吹付枠　1,302㎡
コンクリート堰堤工　6,803㎥
仮設工　１式
Ｅ工事
砂防土工　掘削工（ＩＣＴ）（鈴屋工区）　7,500㎥
掘削工（ＩＣＴ）（牛尾工区）　8,700㎥
コンクリート堰堤工（鈴屋工区）　4,465㎥
コンクリート堰堤工（牛尾工区）　2,920㎥
仮設工　１式
Ｆ工事
砂防土工　掘削工（ＩＣＴ）（善之谷内川）　3,000㎥
掘削工（ＩＣＴ）（塚田川）　4,700㎥
コンクリート堰堤工（善之谷内川）　4,460㎥
鋼製堰堤工（塚田川）　80.7ｔ
仮設工　１式

⑸　工期
Ａ工事　全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで
Ｂ工事　全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで
Ｃ工事　全体工期：契約締結日の翌日から令和10年２月10日まで
Ｄ工事　全体工期：契約締結日の翌日から令和10年２月10日まで
Ｅ工事　全体工期：契約締結日の翌日から令和10年２月10日まで
Ｆ工事　全体工期：契約締結日の翌日から令和10年２月10日まで

⑹　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
２）本工事は、令和６年３月13日付け国土交通本省の事務連絡「令和６年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。
※事務連絡については、北陸地方整備局ホームページを参照：https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html
３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
５）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
７）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
８）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工、発注者指定型）である。
９）本工事は、ＩＣＴ活用工事（（ＩＣＴ法面工（Ａ工事、Ｃ工事、Ｄ工事）、施工者希望Ⅱ型）、ＩＣＴ砂防・ほくりく（Ｃ工事、Ｄ工事、Ｅ工事、Ｆ工事））の対象工事である。
10）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（受注者希望型）である。
11）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。
12）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
13）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。
14）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。
15）Ｅ・Ｆ工事は、施工箇所が点在する工事であり、Ｅ工事においては、『鈴屋地区』、『牛尾地区』、Ｆ工事においては、『善之谷内川』、『塚田川』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。